第

5 4 0 3

号

REÂDAS U- ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 2月 8日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ マイナンバーの記載を省略する書類

Q:マイナンバー記載の対象書類が見直されるそうですが、どのようになるのですか?

A: 平成28年度の税制改正を受けて見直されることとなっています。

【解説】

マイナンバー記載の対象書類の見直しは、 平成28年度の税制改正大綱に、①申告等の主 たる手続と併せて提出され、又は申告等の後 に関連して提出されると考えられる書類、② 税務署長等には提出されない書類であって提 出者等の個人番号の記載を要しないことと た場合であっても所得把握の適正化・効率化 を損なわないと考えられる書類については、 提出者等の個人番号の記載を要しないことと する見直しを行うとされています。

そして、省略対象となる書類として、平成29年1月1日以後適用分として、所得税法関係が44、相続税法関係が21、消費税法関係が24、租税特別措置法関係が94、酒税法関係が26、たばこ税、揮発油税法等関係が18、その他が72、平成28年4月1日以後適用分として、所得税法関係が5、租税特別措置法関係が28挙げられています。

主なものには、次のようなものがあります。

- ・給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書
- 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
- 所得税の青色申告承認申請書
- ・青色事業専従者給与に関する届出・変更届 出書







